

～令和5年度 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業について～

市内保育所等を運営する事業者が、雇用する保育士の宿舎を借り上げるための費用に対し、必要な費用の一部を補助することにより、保育の担い手の県外への流出抑制及び県外からの移住促進による、新たな保育人材の確保と定住人口の増加を図ります。

【補助金交付対象者】

保育所等を運営する者であって、補助金交付要綱の要件をすべて満たす事業者
※本事業は、保育士の方に対して直接補助を行うものではありません。

【対象施設】

市内に所在する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

【対象保育士】

- ①令和5年4月1日以降に正職員（※1）として雇用されており、交付申請する前年度に市内指定保育士養成施設（※2）を卒業している者
 - ②令和5年4月1日以降に正職員（※1）として雇用されており、雇用開始日において新潟県外から1年以内に新潟市に転入している者
- ※1 正職員とは、同一事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者
- ※2 新潟青陵大学短期大学、新潟青陵大学、日本こども福祉専門学校、新潟こども医療専門学校、国際こども・福祉カレッジ、新潟県立大学、ひまわり幼児教育専門学校、にいがた食育・保育専門学校、新潟こども保育カレッジ

【補助内容】

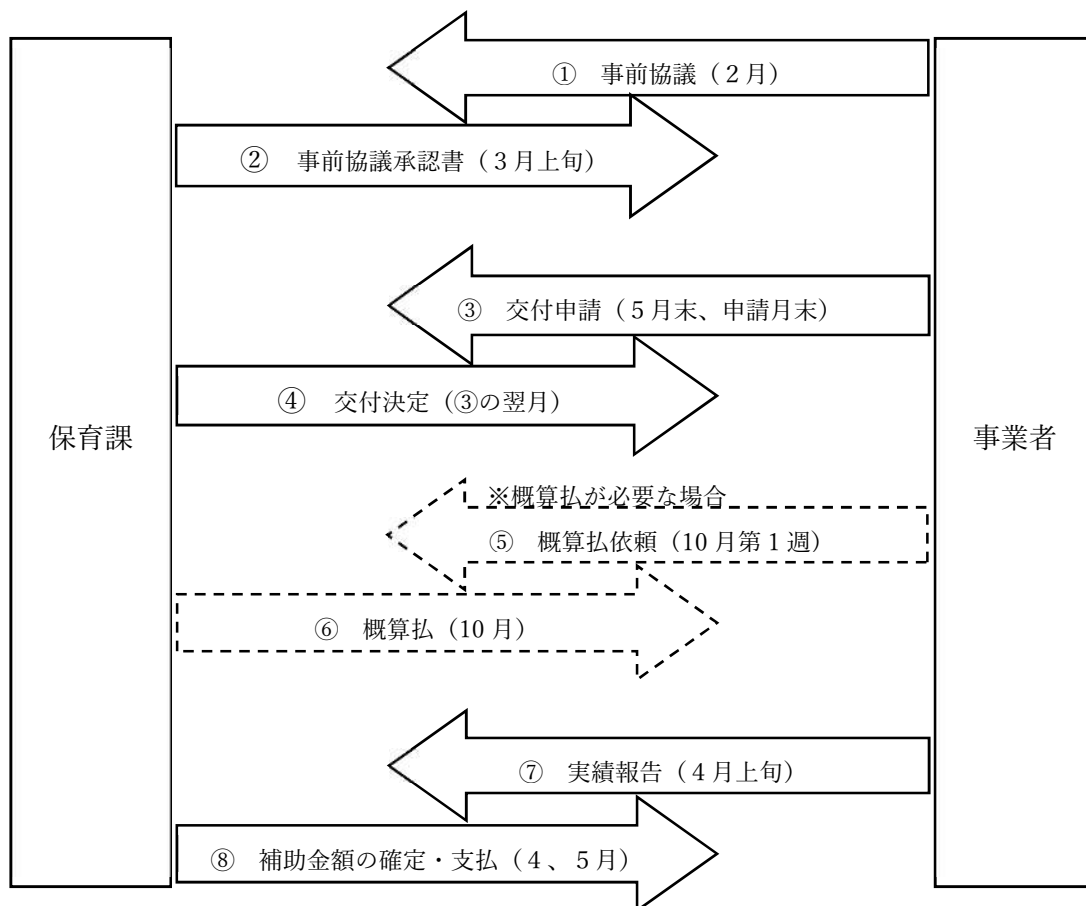
対象経費	賃借料、共益費（管理費）
月額基準額	宿舎1戸当たり対象経費の合計額から保育士負担額を差し引いた額（上限額：53,000円）
補助額	月額基準額の3/4（上限額：39,000円） ※1,000円未満切り捨て
補助期間	補助金の交付を受けた年度から5年目の会計年度末まで

※上記補助額は、令和4年度の補助額となります。国の要綱が変更した場合、補助額も変更する可能性があります。

【交付申請書の提出期限】

- ・令和5年4、5月分から申請（令和5年度事前協議済分含む）：5月末締切
- ・令和5年6月以降分から申請：申請月末締切、消印有効

【補助金交付までの事務手続き】



【利用見込が予算の範囲を超える場合の対応について】

本事業は、予算の範囲内で行われます。申請が予算を超える場合は、下記の観点から優先順位付けを行い、申請件数を制限する場合があります。

- ・対象保育士が新潟県外からの転入者である
- ・対象保育士が新潟市外の新潟県内からの転入者である
- ・法人または施設のホームページを開設し、情報発信している
- ・新潟企業情報ナビに登録している
- ・前年度に同一施設で補助を利用していない

※上記項目は、優先順位の高い順ではありません

※令和2年度（事業開始年度）～令和4年度は、利用が予算を超えなかったため、申請件数制限はありませんでした。